

新座市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(令和7年8月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により専任の主任技術者を配置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令第27条に規定される請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事で、主任技術者が専任で配置されなければならないものに適用する。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 次のいずれにも該当する工事は、建設業法施行令第27条第2項の密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものとして、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

- (1) 対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する（資材の調達を一括で行う場合、工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含む。）工事
- (2) 工事現場の相互の間隔（現場間の直線距離をいう。）が10キロメートル以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第4条 専任が必要な工事を含む場合において、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。

- 2 同一の建設業者が請け負う複数の工事であつて、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、かつ、全ての発注者から書面による承諾があるものは、これらの工事を一の工事とみなして前項の規定を適用することができる。ただし、これら複数の工事に係る下請金額の合計は5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満でなければならない。

(提出書類)

第5条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者（ダイレクト型の入札でない場合は、落札者とする。）となった時点で発注者に専任を要する主任技術者の兼務届出書を提出するものとする。

- 2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されて

いる建設工事の発注者に前項に定める書類の写しを提出するものとする。

（適用除外）

第6条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 新座市低入札価格調査制度試行要領（平成28年7月28日市長決裁）等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 共同企業体により施工される工事

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。
- 2 この要領の実施の日前に、入札公告又は指名通知を行った工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。